

岡垣町町勢要覧等作成業務仕様書

1. 業務名

岡垣町町勢要覧等作成業務

2. 業務の目的・概要

本町の魅力を町内外に広く伝え、町民の地元への愛着の醸成や町外からの関心・認知度の向上を図り、定住人口・交流人口の増加に繋げるため、次に掲げるものを作成する。

(1) 町勢要覧

転入者へ配布するほか、移住定住促進と町のPRを目的に、様々な機会・場面で町を紹介するため配布・活用する冊子

(2) 町PR動画

移住定住イベントでの上映をはじめ、ウェブサイトや各種メディアを通して多くの人に町を紹介するための映像

3. 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 町勢要覧

- ① 要覧の企画・構成
 - ② 要覧作成に付随する連絡調整、インタビュー、写真撮影、デザイン、編集等の業務
 - ③ 成果品の作成
 - ④ その他、上記業務に付随する業務
- ※構成イメージ等は別紙特記仕様書のとおり

(2) 町PR動画

- ① 動画の企画・構成
 - ② 動画作成に付随する連絡調整、取材、映像撮影、編集等の業務
 - ③ 成果品の作成
 - ④ その他、上記業務に付随する業務
- ※構成イメージ等は別紙特記仕様書のとおり

5. 規格

(1) 町勢要覧

- A4判(縦)、用紙はマットコート紙、頁数は32頁以内、製本は中綴じとするが、企画提案の内容により変更も可とする。

- 印刷はフルカラー、オフセット印刷とする。
- (2) 町PR動画
- 再生時間3分程度と60秒の2種類を作成する。
 - 映像のBGM、効果音を入れ、また、必要に応じてナレーションやテロップを入れること。

6. 成果品

(1) 町勢要覧

- ① 印刷物 5,000部
- ② 要覧電子データ

CD-ROM又はDVD-ROMにPDF形式及びイラストレーター等加工のできる形式で保存したものを納品すること。

- ③ 本業務で撮影・作成した写真・イラスト・地図等の電子データ

写真はJPEG形式、イラスト・地図等はイラストレーター等加工のできる形式で保存したものを納品すること。

(2) 町PR動画

- ① 映像DVD 正副各1枚

一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータでの再生・複製が可能なデータ形式とすること。

- ② 動画データ一式

インターネット配信に適した動画形式(MPEG4及びWMV)とすること。

- ③ 撮影素材一式

動画制作に使用した写真データ、映像素材、構成台本等を納品すること。

- ④ 撮影素材一覧表

撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。なお、素材について第三者が権利を有しているものを使用(二次使用も含む。)している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類(写し)を添付すること。

7. 納入場所・期限

場所：岡垣町広報情報課

期限：平成30年3月31日

8. 権利関係

- 納入された成果品に関する全ての著作権は、本町に帰属するものとし、その利用及び再編集・複製は本町において自由に行うことができるものとする。

- 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要な費用負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを受託者が行うこと。
- 著作権・肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本町はその責任を負わない。

9. 瑕疵担保責任

納品後1年以内に成果品に瑕疵が見つかった場合は、町の要求に従い速やかに無償で是正すること。

10. 留意事項

(1) 一般事項

- 業務の進捗管理及び業務内容の意思統一を図るため、業務進行上やむを得ない場合を除き、業務委託期間中は定期的に受託者と本町担当者の連絡会議を開催する。
- 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本町の指示に従うこと。
- 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- 本業務の再委託は原則として認めない。ただし、あらかじめ本町の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

(2) 業務体制

- 業務遂行前に進行計画書（工程表）を提出し、あらかじめ本町と調整したスケジュールで行うこと。
- 業務を確実に遂行するため、本業務の統括責任者を置き、作業の進行管理や町・関係者との円滑な意思疎通に努めること。なお、責任者と併せて、業務担当者を確認し、これらの者は、画像やデザイン、映像、音声等の情報を制作する上で必要な知識と技能を有していること。
- 編集内容の最終決定までには、動画の試写及び要覧の校正を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。
- 増刷の発注に対応できるよう、5年間の版下保存を行うこと。

11. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本町と協議すること。